東京エレクトロングループ

競争法コンプライアンスに関する基本方針

目次

競争法コンプライアンスに関する基本方針について 2

1. 反競争的な協定および行為 3
2. 市場支配的地位の濫用 3
3. 企業結合に関する統制 4
4. 競争法の遵守と潜在的な結果 4
5. 競争法コンプライアンスに関する手続 5
6. グローバル・コンプライアンス推進のための組織 5

競争法コンプライアンスに関する基本方針について

目的

この競争法コンプライアンスに関する基本方針（以下「本方針」とします。）は、東京エレクトロン株式会社およびその子会社（以下「TEL グループ」または「会社」とします。）が事業において公正に競争し、世界各国・各地域の競争法を常に遵守するというコミットメントを表明するものです。本方針は、東京エレクトロングループ倫理基準を補足する方針です。

本方針の適用対象者

本方針は、TEL グループの役員（取締役および監査役を含みます。）、コーポレートオフィサー、執行役員、TEL グループのいずれかの法人と労働契約を締結し、TEL グループの事業体に労務提供している者（正社員、契約社員、顧問、嘱託者、定年再雇用者、パートタイマー、日雇労働者または季節労働者）および他企業からの出向者や派遣労働者など会社の業務に従事する者（以下「役員・従業員」と総称します。）に適用します。

報告および社内調査への協力

役員・従業員が、本方針に違反する行為またはそのおそれのある行為、手続違反またはそのおそれを知った場合（会社が起用する第三者がこれらの行為や手続違反を行った疑いがある場合も含みます。）には、速やかに上司、法務またはコンプライアンス部門に報告をしなければなりません。なお、故意に虚偽の申立てを行った場合または悪意をもって行動した場合を除き、調査によって根拠がないと判明した場合でも、不当に扱われることはありません。

また、懸念を誠実に報告した者や調査に協力した者に対して、報復または報復的行為をしてはなりません。報復を受けていると思われる場合は、懸念の提起先に連絡してください。なお、報復および報復的行為は、懲戒処分事由となります。

1 反競争的な協定および行為

TEL グループは、反競争的な協定または行為に関与しません。
以下に該当する場合、反競争的とみなされるおそれがあります。
（1）協定、決定または共同行為であって、
（2）競争の阻止、制限、潜在的減少または歪曲をその目的とし、またはこれらの効果を有するもの

反競争的な協定として違法であるいくつかの重要な行為があり、いかなる状況でもこれらを行ってはなりません。これらには、以下のものが含まれます。

- **価格操作**：競合事業者間において、理由のいかんを問わず、価格協定または顧客への価格提示に関する事項について直接または間接的に話し合ったり、同意したりしてはなりません。この制限は、生産能力、取引条件または競争力のある提案を決定することにまで及びます。
- **市場または顧客の分割**：競合事業者間において、地域、製品または顧客の分割または配分に合意してはなりません。複数の競合事業者が特定の地域または顧客が「自らのもの」であることを示し、その地域または顧客に関して互いに競合しない場合、これは重大な競争法上の懸念となります。
- **入札談合**：入札プロセスへの参加を促された場合、競争入札者間において競争入札（特に、入札価格）に関して連絡を取ることは禁止されています。他社との共同入札は、競争法の遵守に関する確認および承認が得られてから進めなければなりません。
- **情報共有**：競争法では、競合事業者間の競争上のセンシティブな情報の共有は、価格協定と同様に重大な問題とみなしています。競合他社から TEL グループの価格設定の意図または競争戦略に関する情報を要求されたときにこれに応じて情報を提供することは、見返りに競合他社から情報が提供されない場合であっても、重大な競争法違反となるおそれがあります。

さらに、禁止行為には、共同ボイコット（競合事業者間で合意した条件による場合を除き、特定の事業者と取引しないことに合意する場合で、協働する集団が市場支配力を有する場合に特に問題となります。）、並行取引の阻止（競合事業者は、関係当事者または第三者に地域的制限を課してはなりません。）および再販売価格の維持（例えば、最高再販売価格を用いて、直接または間接的に、再販売のための最低価格を設定することは、協定により禁止されています。）も含まれます。

2 市場支配的地位の濫用

TEL グループは、公正で開かれた競争市場で事業を展開し、市場を不当に支配しません。

市場支配的地位の濫用とみなされるおそれのある行為には、いくつかの類型があります。一般的な例は以下のとおりです。

- **不公正な価格設定行為への関与**：過剰な価格設定（例：代替的なサプライヤーを持たない顧客の搾取）、略奪的な価格設定（例：競合他社を市場から排除するために原価を下回る価格を設定すること）、差別的対価の設定（例：合理的で正当な理由なく顧客ごとに異なる価格を設定すること）または特定の囲い込みスキーム（例：顧客が競合他社に切り替えることを阻止するために設計された囲い込みリベートスキーム）など。
- **供給の拒絶：**客観的に正当な理由なく、新規または既存の顧客に対する供給を拒絶すること。顧客がある供給に依存しており、代替手段を持たない場合、特にこの顧客が川下市場の競合事業者でもある場合、これは重大な競争法違反とみなされるおそれがあります。複数の競合事業者が供給の拒絶に合意した場合、違法な共同ボイコットに該当するおそれがあります。
- **製品の抱き合わせまたはバンドリング**：ある製品の販売（またはある製品のリベート）を別の製品の購入に依存させること。例えば、市場支配的製品を含む複数製品のバンドルにのみ、ディスカウントした価格を設定すること。

3 企業結合に関する統制

当局への通知を含む詳細な判断が適切に行われるよう、合併、買収または共同関係の構築に関わるプロジェクトを開始する場合、最初の段階で法務またはコンプライアンス部門に相談しなければなりません。

予定されている取引に関して、競争当局に対する届出の必要があるか否か、およびどこで競争当局に届出を行うべきかを判断するために、検討すべき 2 つの重要な要素は以下のとおりです。

(1) 取引の種類：
合併、買収、重要な少数株主持分の取得または特定の種類のジョイントベンチャー（JV）（通常、JV が長期独立事業体 – 「フルファンクション」JV である場合）

(2) 当事者（対象会社および買収者または JV および親会社）の特性：
例えば、取引高、市場シェア（市場の画定が必要になる場合あり）、現地資産保有または外国投資の有無

4 競争法の遵守と潜在的な結果

TEL グループでは、競争法の不遵守は許されません。
私たち一人ひとりが本方針を理解し、競争法が日々の業務にどのように影響するかについて認識することが不可欠です。これは、法執行機関が科すことのできる制裁のうち、世界各地における競争法違反に対する制裁が最も厳しいものの一つであるためです。
また、企業の競争法違反に対して科される罰金は高額化しており、現在では 10 億ユーロ

／1,260 億円／11 億ドル以上にまで達しています。これに加えて、その後の損害賠償請求ならびに競争法違反に伴う事業の中断および評判の低下がある場合、事業に対するコスト面の影響は、より一層拡大します。
さらに、役員・従業員は地位を奪われ、罰金を科され、または刑務所に収容されるおそれがあり、競争法違反は企業のみならず、個人にとっても同様に深刻な結果に繋がります。

5 競争法コンプライアンスに関する手続

競合他社との接触には、反競争的な行為や不適切な会話への関与と疑われるリスクがあります。役員・従業員は、競合他社との接触があった場合には、会社の定めに従って、法務またはコンプライアンス部門に対して、速やかに競合他社との接触レポートを提出する必要があります。

6 グローバル・コンプライアンス推進のための組織

- **東京エレクトロン株式会社（以下「本社」といいます。）は、競争法コンプライアンスのための方針を決定し、本方針を定期的に見直して改廃を行い、TEL グループのグローバル・コンプライアンス確立を継続的に推進します。**
- **本社の法務・コンプライアンス部門は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮の下、リスクアセスメント、定期的な研修、相談受付、不正調査を行い、TEL グループ各社における本方針の遵守をサポートします。**
- **本社の内部監査部門（監査センター）においては、本方針の遵守状況について、内部監査規程に従って監査をします。**
- **TEL グループの各社においては、本社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーが指名するリージョナル・コンプライアンス・ヘッドまたはコンプライアンス担当責任者が本方針の遵守を推進します。**

制定：2021 年 4 月 1 日
改訂：2025 年 10 月 1 日
発行元：東京エレクトロン株式会社